

四日市市告示第157号

四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月28日

四日市市長 森 智広

四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担い手の高齢化や後継者不足等により増加傾向にある耕作放棄地を解消し、農家・市民・企業等多様な担い手育成による農地の活用を進め、農業生産活動の活性化、農地の持つ多面的機能の発揮を図るため、市内の耕作放棄地を優良農地に復元化する取組及び復元した土地の土壤改良を行う取組に対し予算の範囲内で助成することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、おおむね過去3年以上作物を作付け（栽培）せず、所有者がこの数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地であり、農業委員会が荒廃農地と判定した土地。
- (2) 優良農地 良好な営農条件を備えた農地
- (3) 復元 荒廃した農地を作付け可能な状態に戻すこと
- (4) 土壤改良 土壤に有機質あるいは無機質の資材を投入し、栽培作物の生育収量がよくなるように土壤の物理的・化学的および生物的な性質を改善すること

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、事業を行う土地に対して農地法（昭和27年法律第229号）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農地の賃借権又は使用貸借権の設定を受け耕作を行う者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

- (1) 交付対象者又は交付対象者から作業委託を受けた者が市内の10a以上の耕作放棄地（耕作放棄地が10a未満であっても、交付対象者がすでに耕作している周辺の農地と合わせた面積が10a以上となる場合も含む。）を優良農地に復元する事業
- (2) 前号の事業を行った翌年度に補助対象となった土地の土壤改良を行う事業

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額及び上限額は、補助対象事業ごとに別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ四日市市優良農地復元化事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは交付を決定し、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付決定の有効期間は、交付決定の日からその日の属する年度の3月末日までとする。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市優良農地復元化事業計画変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市優良農地復元化事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに四日市市優良農地復元化事業費補助金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第7号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年間、保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の評価)

第 16 条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 (第 5 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助額
交付対象者から作業委託を受けた者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業	作業委託料、機械等のリース料、雇用賃土壌改良剤等の投入資材費等	補助対象経費の 1 / 2 以内の額 (復元を行った面積 10a あたり 300 千円を上限とする)
交付対象者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業		復元を行った面積 10a あたり 50 千円
第 4 条第 1 項第 2 号に規定する土壌改良事業		土壌改良を行った面積 10a あたり 25 千円

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市優良農地復元化事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市優良農地復元化事業を実施したいので、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 農地の所有者、所在地、面積、地目を証明する書類
- (3) 復元前の農地の写真
- (4) 補助対象事業となる経費の見積書2者以上（復元作業を委託する場合に限る。写しでも可。）
- (5) その他

事業計画書

農地所有者 住所
氏名

農地利用者 住所
氏名

1 事業の目的

2 農地の所在地

農地の所在地	
面積	
地目	

3 復元後の作付け計画

作物名等	初年度	5年後
	面積、数量等	面積、数量等
	m ² k g	m ² k g

注) 作付けとは具体的に作物が作られていることを言い、水田の保全管理、調整水田は対象外です。

四日市市 第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市優良農地復元化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市優良農地復元化事業費補助金については、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

四日市市優良農地復元化事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり計画を変更したいので、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規
定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金変更申請額 金 円
2. 変更の理由
3. 変更の内容

四日市市 第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市優良農地復元化事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市優良農地復元化事業の計画変更を承認したので、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者
住所
名称
代表者

年度四日市市優良農地復元化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定のあった 年度四日市市優良農地復元化事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 添付書類

(1) 事業実績書

(2) 復元後の農地の写真

(3) 領収書等の支出が確認できる書類（復元作業を委託する場合に限る。写しでも可。）

(4) その他

事業実績書

1 事業の効果

2 復元農地の所在地

農地の所在地	
面積	
地目	

3 復元後の作付け状況及び計画

作物名等	初年度	5年後
	面積、数量等	面積、数量等
	m ²	m ²
	k g	k g

注) 作付けとは具体的に作物が作られていることを言い、水田の保全管理、調整水田は対象外です。

四日市市 第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市優良農地復元化事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった 年度四日市市優良農地復元化事業費補助金実績報告書については、四日市市優良農地復元化事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住所
名称
※代表者

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度四日市市優良農地復元化事業費補助金

※申請者の記載にあたっては署名（法人その他の団体にあつては代表者の署名）又は記名押印をすること。